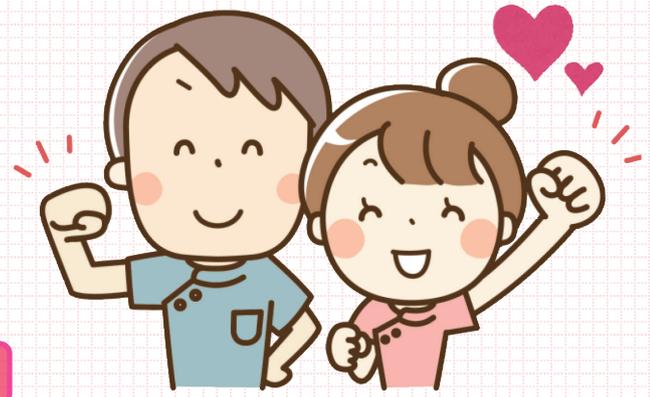


介護職員として 再就職する方を 応援します！



介護人材再就職準備金貸付制度のご案内

山口県内で介護職員として再就職する場合、準備金をお貸しします。(貸付金です。給付金ではありません)

| 貸付限度額 | 対象経費 |
|---|---|
| 一人1回限り 40 万円以内 (一括支払い) 無利子 | 次の経費等に利用予定であること ○子どもの預け先を探す活動費 ○介護に係る講習会参加費、国家試験の受験手数料又は参考図書購入費 ○介護職員等として働く際に必要となる靴や道具または鞆等の被服費 ○転居を伴う場合に必要な転居費 ○通勤用自転車等の購入費 |

再就職後 2年間の勤務で全額返還免除！

再就職した日から2年間継続して山口県内で介護職に従事したとき

※返還の免除要件を満たさなくなった場合、返還となります。

※2年間とは、在職期間が通算730日以上であり、かつ従事した日数が360日以上です。

●貸付対象者● 次の要件をすべて満たしている方

- 再就職するまでに予め、山口県福祉人材センターに介護福祉士等の届出または求職者登録をされている方
(「福祉のお仕事」ホームページから届出、登録ができます。)
- 山口県内の介護保険サービス事業所等に介護職員等として申請前6ヶ月以内に再就職した方(※)裏面参照
- 介護保険サービス事業所等に介護の資格をもって介護職員等としての実務経験を1年以上(雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上)有する方
- 次のいずれかの資格等を有している方
介護福祉士、実務者養成施設で介護福祉士に必要な知識及び技能を習得した方、介護職員初任者研修、介護職員基礎研修、ヘルパー1級又は2級
- 直近の介護職員としての離職日から6ヶ月以上経過して再就職した方
- 介護分野就職支援金または障害福祉分野就職支援金の貸付を受けたことがない方

※予算上限に達した場合または事業が終了した場合は、申請をお断りする場合がございます。

<申請書提出・問合せ先>

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
山口県福祉人材センター (再就職準備金貸付担当)
〒754-0041 山口市小郡令和1丁目1番1号 KDDI維新ホール3階
TEL:083-902-2355



山口県福祉人材センター

検索

■申請方法（様式はホームページからダウンロードされるか問合せ先までご請求ください。）

○下記の書類を提出してください。

※再就職後6ヶ月以内に申請し受理されたものに対して審査し貸付します。

※全ての提出書類に不備がない状態を受理とします。

1. 介護人材再就職準備金貸付申請書（実施要綱別記第8号様式）
2. 介護の資格等（表面記載）を持って1年以上の介護職員等としての実務経験が確認できる事業所等の証明書（県社協指定の「就労証明書（介護人材再就職準備金用）」）
3. 再就職した事業所等の証明書（県社協指定の「就労証明書（介護人材再就職準備金用）」）
4. 資格登録証等の写し
5. 誓約書（実施要綱別記第1号様式）
※本人と連帯保証人が連署、押印。（連帯保証人は実印とし、印鑑登録証明書（発行日から3ヶ月以内を添付）し、収入印紙（200円）を貼り、割印を押印してください。
6. 世帯全員の住民票（発行日から3ヶ月以内）
7. 世帯全員の前年分の所得証明書（最新のもの）（発行日から3ヶ月以内）

■資金交付までの流れ

1. 申請書類を受理後、1ヶ月程度で申請結果を書面で通知します。受理日によっては、1ヶ月以上かかる場合があります。
（注）申請書類に不備等がある場合は、受理できません。
2. 貸付決定通知とともに送付する口座振込申出書（実施要綱別記第11号様式）を提出後、借受人が指定する本人名義の口座に資金を振り込みます。

■連帯保証人

日本国内に住所を有する連帯保証人が必要です。連帯保証人は、貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとしてします。

■貸付金の返還免除

山口県内の区域において、介護職員等として就労した日から引き続き2年間介護職員等の業務に従事したときは貸付金の返還が全額免除されます。

※提出すべき書類を提出しなかった場合、免除にならないことがあります。

■貸付金の返還

次の場合は、貸付決定が解除され、貸付金を返還していただくことになります。

（返還する期間は20ヶ月以内です。）

- 山口県内の介護施設等において介護等の業務に従事しなくなったとき
- 死亡したとき、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき（業務従事中の死亡を除く）
- 虚偽その他不正の方法により貸付を受けたことが明らかになったとき
- その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

（表面※）介護保険サービス事業所等とは？

- 居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう）を提供する事業所若しくは施設
 - 第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業）を実施する事業所
 - 第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業）を実施する事業所
- 上記の事業所において介護職員その他主たる業務が介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう）の業務である者を介護職員等といいます。

貸付対象となる主な介護サービス

- ・訪問介護・訪問入浴介護・通所介護・短期入所生活介護・短期入所療養介護・特定施設入居者生活介護・通所リハビリテーション
- ・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型特定施設入居型生活介護・複合型サービス等

障害福祉サービス事業所は対象となりません。



ご案内には概要を記載していますので、介護福祉士修学資金等貸与実施要綱等はホームページをご覧ください。

（2024年2月作成）